

北海道告示第 11252 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 2 月 7 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 10 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ恵庭

恵庭市黄金南 7 丁目 18 番 1 号、18 番 2 号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18 番 2 号

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 10717 番地 1
株式会社チョダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑 2 丁目 38 番地
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北 34 条東 14 丁目 1 番 23 号
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 小林 誠	札幌市中央区大通西 14 丁目 1 番地 14
株式会社もがみや フィッツカンパニー	代表取締役 最上谷 文昭	北海道登別市若山町 4 丁目 41 番地 2

北海道テレコムコンサルタント株式会社	代表取締役 小川 克弘	北海道江別市野幌町 41 番地の 5
株式会社 AOKI	代表取締役 上田 雄久	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 10717 番地 1	
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号	
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑 2 丁目 38 番地	
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北 34 条東 14 丁目 1 番 23 号	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 小林 誠	札幌市中央区大通西 14 丁目 1 番地 14	
株式会社もがみや フィッツカンパニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町 4 丁目 41 番地 2	
北海道テレコムコンサルタント株式会社	代表取締役 小川 克弘	江別市野幌町 41 番地の 5	
株式会社 AOKI	代表取締役 森 裕隆	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号	①

(4) 変更の年月日

令和 4 年 7 月 11 日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 9 月 15 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 10 月 7 日 (金) から令和 5 年 2 月 7 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで